

【 手術 】

808 別日に行った下肢静脈瘤血管内焼灼術の算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

同一側の大伏在静脈と小伏在静脈に対して別日に行ったK617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術の算定は、原則としてそれぞれ認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

厚生労働省通知<sup>\*</sup>に示されている「一側につき1回に限り算定する」については、1肢につき複数箇所の静脈瘤に対して同一日に施行した場合は、1回に限り算定するものであり、別日に施行するものは医学的判断によると考える。

以上のことから、同一側の大伏在静脈と小伏在静脈に対して別日に行ったK617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術の算定は、原則としてそれぞれ認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について